

倉敷市観光プロモーション業務 仕様書

1 業務名

倉敷市観光プロモーション業務

2 業務の目的

本業務は、首都圏在住者をメインターゲットとし、倉敷市の魅力を戦略的に発信することで、本市の知名度向上と宿泊を伴う誘客促進を図ることを目的とする。また、市観光 WEB や市観光公式 SNS を効果的に活用することにより、将来にわたるプロモーション効果の向上を目指す。

3 業務の内容

(1) プロモーション戦略の立案

- ・ターゲット層（首都圏在住者）の分析を行い、それに基づいた、効果的なプロモーション戦略を提案すること。
- ・WEB 媒体でのプロモーションを必須とするが、新聞、雑誌等の他媒体と組み合わせてもよい。
- ・宿泊を伴う観光に繋がるプロモーションを提案すること。
- ・本市の観光資源（美観地区、瀬戸内海の島々、地元グルメ、イベント等）を魅力的に訴求するための具体的なコンテンツ企画を立案すること。また、想定するプロモーション媒体と、それに合わせた PR 素材（ショート動画、写真、記事コンテンツ等）の種類と具体的な数量を提案すること。
- ・メインエリアとして2エリア、サブエリアとして1エリアを必ず取り上げること。

（対象エリア：美観地区エリア、水島エリア、児島エリア、玉島エリア、船穂・真備エリア）

(2) プロモーションコンテンツの制作

- ・(1) のプロモーション戦略に基づき、首都圏からの観光客誘致に繋がる魅力的な PR 素材（ショート動画、写真、記事コンテンツ等）を制作すること。

(3) プロモーションの実施

- ・(2) で制作したコンテンツを活用したプロモーションを実施すること。
- ・必要に応じて、WEB 広告（リスティング広告、SNS 広告等）、記事広告、純広告など、提案したメディアミックス戦略に基づいた媒体への出稿・運用を行うこと。
- ・本市が所有する市観光 WEB や市観光公式 SNS を積極的に活用すること。必ずしもすべて活用しなくてよい。活用できる媒体は以下の通り。

① 倉敷観光 WEB サイト (<https://www.kurashiki-tabi.jp/>)

② 倉敷市観光公式 Instagram アカунツ（くらしき旅倶楽部／倉敷市観光【公式】
@kurashiki_tabi)

③ 倉敷市観光公式 Facebook アカウンツ（倉敷観光情報（倉敷市観光情報発信協議会））

- ・フォロワー数、エンゲージメント率、WEB サイトへの送客数など、具体的な目標数値（KPI）を設定し、提案書に記載すること。その上で、公式メディアの特性を理解し、効果的なコンテンツ配信、SNS キャンペーン等の企画・実施を通じて、フォロワーの増加およびエンゲージメントの向上を図ること。（各メディアの現状については、4. 倉敷市公式メディアの現状 に記載するとおり。）

(4) 効果測定と報告

本事業の効果測定（WEB サイトへのアクセス数、SNS エンゲージメント、メディア露出状況、アンケート調査等）を行い、その結果を報告するとともに、プロモーション終了後には、データに基づいた総合的な効果検証と、次年度以降のプロモーション施策に資する具体的な提

言を、後記の業務実施報告書により取りまとめること。

(5) その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案がある場合、加
点対象とするので企画提案書に記載すること。

4 倉敷市公式メディアの現状

本業務を効果的に遂行するため、倉敷市が保有する主な公式メディアの現状は以下のとおり。
提案においては、これらの現状を踏まえた戦略を立案すること。

(1) 倉敷観光 WEB サイト

- ・現在の年間アクセス数：324万PV（セッション数151万）
- ・主要な訪問者層：東京都（35%）、岡山県（14%）、大阪府（10%）、広島県（5%）、福
岡県（4%）
- ・エンゲージメント率：37.61%
- ・主要な訪問者層別エンゲージメント率：東京都（37.5%）、岡山県（28.7%）、大阪府（39.4
%）、広島県（34.4%）、福岡県（37.2%）
- ・サイトの強み：大都市圏から集客が一定数ある

(2) 倉敷市観光公式 Instagram アカウント（くらしき旅倶楽部／倉敷市観光【公式】）

- ・現在のフォロワー数：12,973人（2025年9月11日現在）
- ・フォロワーの属性は倉敷市、岡山市が多く（約40%）、首都圏からのフォロワーは限定的。
- ・投稿内容は高品質で美しい写真が中心であり、イベント情報は厳選されたもののみを掲載
し、市が主催する大規模なイベントに限定してPRしている。
- ・イベント終了後は、コンテンツをアーカイブ化する運用を基本としている。

(3) 倉敷市観光公式 Facebook アカウント（倉敷観光情報（倉敷市観光情報発信協議会））

- ・現在のフォロワー数：11,185人（2025年9月11日現在）
- ・投稿内容や運用方針は Instagram と近い傾向。（倉敷市、岡山市で10%程度）

5 報告書の提出

(1) 成果物の提出等

① 提出期限

令和8年3月31日（火）

② 提出場所

倉敷市文化産業局文化観光部観光課

※ 成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

③ 提出物

ア 「3（2）プロモーションコンテンツの制作」で制作した画像データ等を格納した外部
記憶媒体（HDD、SSD、USB メモリ、DVD ディスク等）にて提出すること。

イ 業務実施報告書 1部（電子媒体でも提出すること。）

ウ 業務完了届 1部

(2) その他

- ・事業実施状況等をわかり易く記載すること。
- ・電子媒体によるデータ納品については、すべてウイルス対策ソフトにより検査したうえで
納品すること。納品物がウイルスに感染していることにより、本市または第三者が損害を
受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、及びその他賠償
等について対応すること。

6 留意事項

- (1) 本業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、発注者にいかなる制限も課さないものとする。
- (3) 募集等に使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮すること。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。
- (7) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、本市が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。
- (3) 業務期間中は、定期的な進捗報告（例：月次報告、または必要に応じた随時報告）を倉敷市担当者に対し実施すること。
- (4) 本市との緊急連絡体制を確立し、迅速な意思疎通が図れるようにすること。